

様式A

環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）

○環境に配慮した事業計画の立案

◎計画・構想段階と設計後に、該当する記号を入れてください。

【計画・構想：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【設計：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

作成年月日： 令和 年 月 日

公共工事名	
課かい名	

	配慮項目	計画 構想	設計	計画通り配慮された項目の内容又は、配慮できなかった項目の理由を記載する
<u>省エネルギーの推進及び自然エネルギーの導入</u>				
(1)	ソーラーシステムやパッシブソーラー等の省エネルギー及び新エネルギーシステムの導入に努めます。			
(2)	施設規模によっては、コージェネレーションシステムの導入に努めます。			
(3)	ソーラーシステム導入の際には電力量計の設置に努めます。			
(4)	深夜電力を利用した空調システム等の導入に努めます。			
(5)	キャノピースイッチの設置に努めます。			
<u>エネルギーや資源の循環利用の推進</u>				
(6)	施設敷地内の透水面の確保、雨水浸透ますの設置、歩道等における透水性舗装の整備に努めます。			
(7)	施設の規模、用途等に応じて、雨水利用タンク、雨水貯留施設等の雨水利用設備の導入に努めます。			

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

様式A

	配慮項目	計画 構想	設計	計画通り配慮された項目の内容又は、配慮できなかった項目の理由を記載する
<u>維持管理のしやすさや解体時の環境への影響を配慮した構造等の採用</u>				
(8)	施設には、保守点検のしやすい構造、部品や設備等の交換、更新のしやすい構造の採用に努めます。			
(9)	施設には、将来の解体・撤去時に、廃材の発生が少なく、再利用可能な資材を用いた構造、騒音・振動・粉塵などの発生が少ない構造や資材の採用に努めます。			
<u>周辺環境への環境配慮</u>				
(10)	事業予定地及び周辺の自然環境や生態系に与える影響を最小限に止めます。			
	① 事業予定地及び周辺の自然環境の状況把握に努めます。			
	② 切土、盛土、樹木の伐採などは必要最小限に抑え、事業予定地の自然林や湿地などの自然環境をできる限り保全しながら活用する計画の立案に努めます。			
	③ 工期、工法等の検討に際しては、事業予定地及び周辺の生物の営巣や繁殖に影響を与えないよう注意します。			
(11)	可能な限り自然環境や生態系を復元・創造します。			
	① 河川整備などに際しては、在来の素材や植物を用いるなど多自然型の整備に努めます。			
	② 河川の整備済区間では、水生植物などの自然素材を活用した水質浄化に努めます。			
	③ 工事や築造される施設が、生物の移動経路を横切る場合は、生物の移動が可能となるよう、構造の工夫に努めます。			
	④ 切土、盛土、樹木の伐採などを行った場合は、植樹をするなど、可能な限り工事前の自然環境の復元に努めます。			
(12)	施設の緑化を進めます。			
	① 道路整備に際しては、十分な歩道幅員を確保して緑化整備を進め、道路幅員に余裕のない区間においては、部分的な緑化や小広場の確保、沿道施設との一体的な緑地整備に努めます。			
	② 河川改修に際しては、多自然型整備による緑化に努めます。			
	③ 小中学校やその他の公共施設において、施設敷地を活かして緑地帯、外周生け垣等を整備し、開放利用に努めます。			

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

様式A

	配慮項目	計画 構想	設計	計画通り配慮された項目の内容又は、配慮できなかった項目の理由を記載する
	④ 植栽する樹木は、市の推奨樹木とするように努めます。			
	⑤ 周辺の自然林と連続するような場所に新たに植栽する場合は、在来の植生を乱すような植物は植栽しないように努めます。			
(13)	周辺の生活環境等の悪化を可能な限り防ぎます。			
	① 土地利用や施設の構造は、歩行者や自動車交通に配慮して地域分断等の生じにくいものとするように努めます。			
	② 駐車場の出入口等は、地域住民の交通に支障のない位置、構造とするように努めます。			
	③ 土地利用や施設の構造は、騒音又は振動の発生しにくいものとするように努めます。			
	④ 土地利用や施設の構造は、周辺への電波障害の発生しにくいものとするように努めます。			
	⑤ 土地利用や施設の構造は、ビル風など風害の発生しにくいものとするように努めます。			
	⑥ 土地利用や施設の構造は、周辺住宅や農地などへの日照に配慮するように努めます。			
	⑦ 外部照明は、位置、方向に注意し、光害の生じにくいものとするように努めます。			
	⑧ 地下水の採取に注意し、周辺の地盤沈下等を防ぐように努めます。			
(14)	周辺環境と調和した施設景観を確保します。			
	① 施設の配置、構造、色彩等は、周辺の環境と調和したものとし、良好な施設景観の確保に努めます。			
	② 高盛土や深切土をできるだけ行わず、周辺環境に調和した造成計画に努めます。			
(15)	誰もが安心して親しみの持てる施設整備を進めます。			
	① すべての人が安心して自由に活動できるよう公共施設のバリアフリー化を推進します。			

※チェック欄に記入する記号：【計画：実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了：実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】

様式A

	配慮項目	計画 構想	設計	計画通り配慮された項目の内容又は、配慮できなかった項目の理由を記載する
	② 河川整備に際しては、堤防の緩傾斜化、川の自然や歴史に関する案内板の設置などに努め、川とその周辺を、憩いの場、学習の場、遊びの場として活用するように努めます。			
	③ 生活道路の整備に際しては、幅員6m以上の確保に努める。幅員6m以上の確保が困難な場合は、有効幅員4m以上を確保し、車の待機場所などを設けたスポット型道路の整備に努めます。			
	④ 自動車、自転車、歩行者等の交通量の多い道路で、歩車道が分離されていない区間においては、歩道の連続性の確保に努めます。			
	⑤ 地区を定めて、自動車交通を制御する道路構造の工夫や交通誘導の実施、歩道の確保、緑化等の総合的な推進に努めます。			
(16)	施設等には、市民等の活動を支援できる機能を付加し、教育・啓発・学習に利用できるよう配慮します。			
	①市民等が環境保全やその他の活動を自主的に行うことを支援するため、施設の用途等に応じ、オープン利用スペースや情報コーナー等の整備を検討します。			
	②施設や施設のある土地、施設周辺の土地などの機能や自然、歴史などに関する案内板の設置などに努め、施設とその周辺を学習の場として活用することに努めます。			
	③施設やその周辺の土地・施設等を利用した学習講座の開催などの機能を施設に付加することに努めます。			

※チェック欄に記入する記号:【計画:実施される配慮項目⇒○、チェック対象にならない配慮項目⇒／、検討したが実施されない配慮項目⇒×】

【完了:実施した⇒○、チェック対象外⇒／、実施できなかった⇒×】